

支援施策集パンフレット

東北地方
地域脱炭素関連支援施策集

青森県編

令和 5 年 6 月

はじめに

我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を実現すること、そして、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを目標としています（令和3年10月22日、地球温暖化対策計画）。

また、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日、国・地方脱炭素実現会議決定）は、地域が主役となる、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、工程と具体策を示しました。

このように、地方創生に資する地域脱炭素を実現するために、地方公共団体や地域の民間事業者の役割は大きく、それらの取組を効果的に支援していく社会的要請も高まっている一方、様々な主体による支援策の情報源が分散しているために、支援を必要とする主体が、そのニーズに合致した支援策の情報に辿り着かないという問題も生じております。

そこで、地域脱炭素に取り組もうとする地方公共団体、民間事業者・団体、個人の皆様が、ニーズに合致した支援策を参考しやすくするよう、令和5年度に活用できる国や東北6県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）の支援施策等をまとめ、目的に応じて参考しやすくすることを目的に、「令和5年度東北地方地域脱炭素関連支援施策集」を作成いたしました。

当該支援施策集は、類似した支援策の相互の関連性を理解することが困難、構成・デザインもバラバラで読みづらい、といった問題点の克服を目指したものであり、補助制度等を羅列した紹介でなく、実施したい目的や用途から検索できるよう、趣向を凝らしております。

このパンフレットが、地方創生や地域活性化、そして2050年カーボンニュートラルへ歩む皆様の一助となりました幸いです。

令和5年6月

東北地方における地域脱炭素支援に関する会合

●東北地方における地域脱炭素支援に関する会合とは…

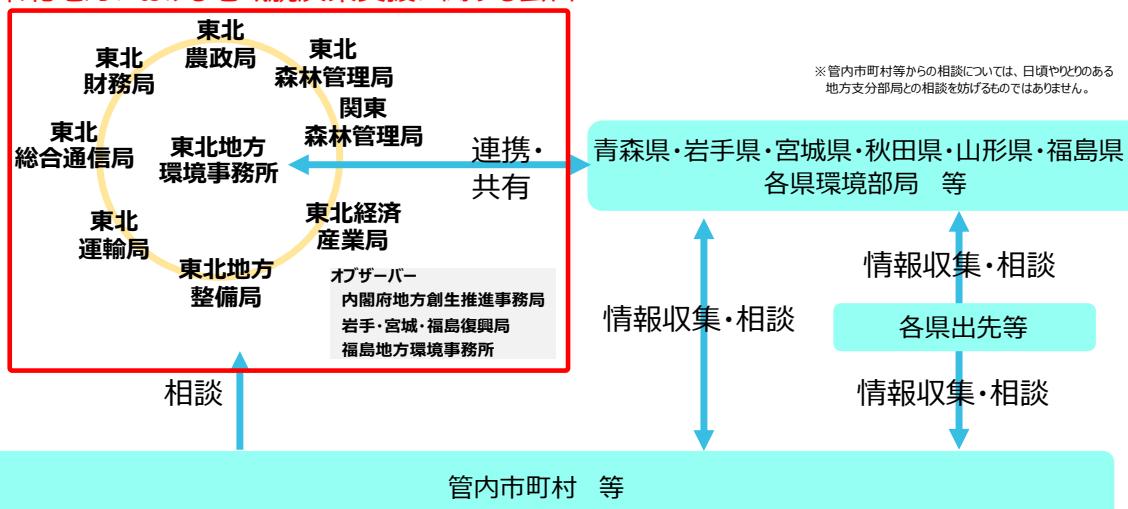
「東北地方における地域脱炭素支援に関する会合」は、東北農政局、東北森林管理局、関東森林管理局、東北経済産業局、東北地方整備局、東北運輸局、東北地方環境事務所、東北総合通信局、東北財務局で構成され、オブザーバーとして内閣府地方創生推進事務局、岩手復興局、宮城復興局、福島復興局、福島地方環境事務所が参画しています。

この会合は、東北地方における脱炭素の取組に関して、地方支分部局が連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げ、地域における脱炭素の取り組みを機動的に支援することが求められています。

「東北地方地域脱炭素関連支援施策集」も、このような支援策の一環です。

東北地方における地域脱炭素支援に関する会合について

東北地方における地域脱炭素支援に関する会合

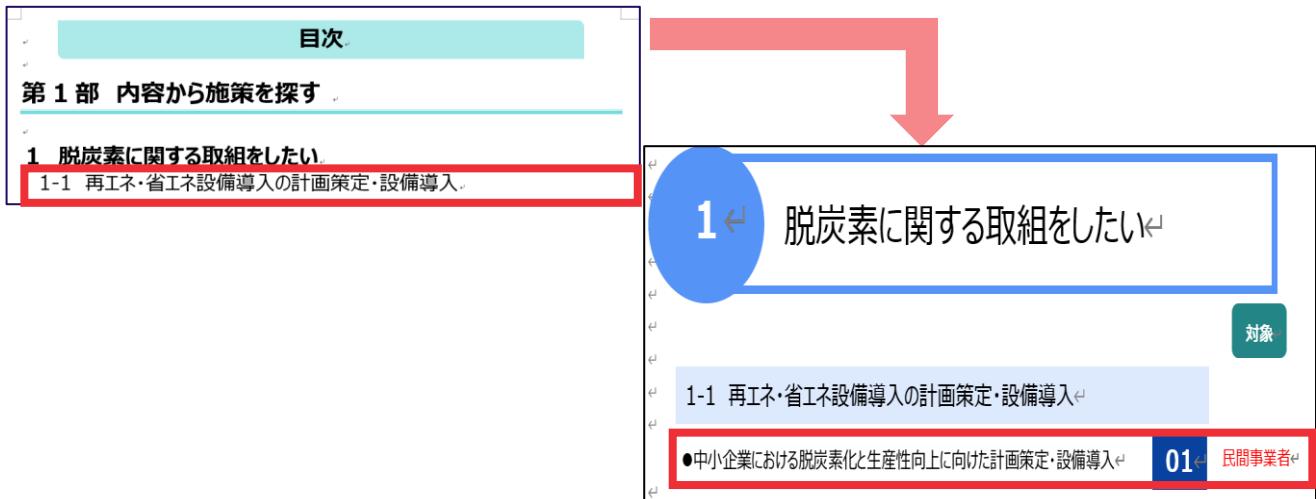


【想定する国機関からの支援の内容】

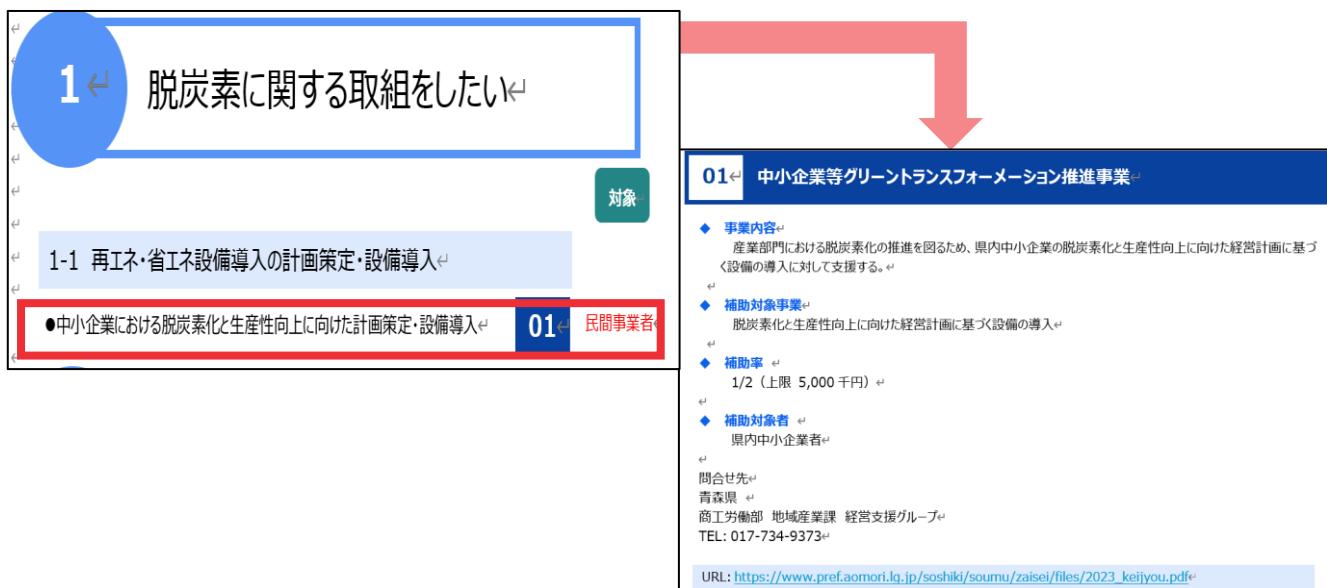
- ・関係省庁が多岐にわたる脱炭素事業に関する相談対応
- ・各市町村、県で実施検討中の事業について、活用可能性のある補助事業等の紹介や事業実施に関する助言 等

本パンフレットの使い方

- 本パンフレットは、第1部と第2部の2部構成となっています
- 第1部は、**実施したい内容**から青森県の支援施策等を探し出すためのツールとなっております。施策内容から、番号と、補助対象を御確認下さい。



- 第2部は、**支援施策の紹介**ページとなっております。第1部で探した番号をもとに、施策のページを御参照ください。



- 本パンフレットに関する連絡先は巻末に記載しております。ぜひ御意見、御感想をお寄せください。
- 本パンフレットは、青森県の「令和5年度当初予算案 計上の主なもの」を基に作成しています。補助内容の詳細が公表されていない事業に関しては、令和4年度の募集内容等を掲載しています（該当の補助事業は、第2部の各項目にて注釈有）。

目次

第1部 内容から施策を探す

1 脱炭素に関する取組をしたい

1-1 再エネ・省エネ設備導入の計画策定・設備導入

2 地域活性化、産業振興に関する取組をしたい

2-1 地域活性化に関する取組

2-2 林業の活性化に向けた取組

第2部 施策紹介

番号	事業名	対象	ページ
01	中小企業等グリーン TRANSFORMATION 推進事業	民間事業者	… 8
02	「選ばれる青森」への挑戦資金	民間事業者	… 9
03	青森県元気な地域づくり支援事業	市町村	… 10
04	持続可能な林業経営に向けた再造林推進事業	民間事業者	… 11

ご意見・お問い合わせ先

… 12

第1部

内容から施策を探す

1

脱炭素に関する取組をしたい

対象

1-1 再エネ・省エネ設備導入の計画策定・設備導入

- 中小企業における脱炭素化と生産性向上に向けた計画策定・設備導入

01

民間事業者

2

地域活性化、産業振興に関する取組をしたい

対象

2-1 地域活性化に関する取組

- 中小企業における創業や新商品開発、雇用の創出等の取組

02

民間事業者

- 市町村の地域特性を生かした地域づくり

03

市町村

2-2 林業の活性化に向けた取組

- 持続的な林業経営に向けた再造林の実施

04

民間事業者

第2部

施策紹介

01 中小企業等グリーントランスフォーメーション推進事業

◆ 事業内容

産業部門における脱炭素化の推進を図るため、県内中小企業の脱炭素化と生産性向上に向けた経営計画に基づく設備の導入に対して支援する。

◆ 補助対象事業

脱炭素化と生産性向上に向けた経営計画に基づく設備の導入

◆ 補助率

1/2（上限 5,000 千円）

◆ 補助対象者

県内中小企業者

問合せ先

青森県

商工労働部 地域産業課 経営支援グループ

TEL: 017-734-9373

URL: https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zaisei/files/2023_keijyou.pdf

02

青森県特別保証融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金

◆ 事業内容

創業や新商品開発、雇用の創出など、県が推進する前向きな取組みを行う県内中小企業者を支援するための特別保証融資制度。

◆ 融資対象事業

県内の創業やG X（グリーントランスフォーメーション）を推進する取組等の事業

◆ 融資対象者

県内に事業所を有する中小企業者

◆ 融資条件等

資金名	融資対象	融資限度額	融資利率	融資期間 (うち据置期間)
「選ばれる青森」への挑戦資金	県内に事業所を有する中小企業者（中小企業者として創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行うもの		【固定利率】	
(創業)	(1)県内で創業する（創業後5年未満を含む。）事業（スタートアップ創出促進保証によるもの）(注1) (2)県内で創業する（創業後5年未満を含む。）事業（スタートアップ創出促進保証以外の保証によるもの）	1億円 (うち(1)は3.5千万円)		
	(3)県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業 (4)空き店舗活用による地域商店街活性化への取組 (空き店舗活用チャレンジ融資)	(3)～(7) 各1億円	1.1% ※(1)(2)について、女性、U I Jターンの創業 0.9%	
	(5)法令等に基づく認定又は国や県等による補助等採択事業 (6)新分野進出を図る取組 (7)新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化を行うための取組			
(再生可能エネルギー発電設備導入関連)	(8)再生可能エネルギー発電設備の導入に係る事業 (エネルギー対策保証によるもの) (9)再生可能エネルギー発電設備の導入に係る事業 (エネルギー対策保証以外の保証によるもの)	(8)2億円 (9)2.8億円	※(1)(2)について、 各市町村が設置する 創業相談窓口の利用が 確認できる者 1.0%	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)
	(10)生産性向上を図る事業 (11)働き方改革を推進する取組		※(1)～(14)について、 三者連携協定に基づく 融資を受けるもの 1.0%	
	(12)DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する取組 (13)GX（グリーントランスフォーメーション）を推進する取組	(10)～(14) 各1億円	※(1)～(15) (3)・(4)・(5)は 運転・設備とも 10年以内 (1年以内)	
	(14)SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取組			
	(15)事業承継枠 ①事業資産の譲渡等による承継 ②事業承継計画作成・計画実行 ③事業承継特別保証を利用したもの ④事業承継特別保証を利用し、かつ、中小企業活性化協議会及び 事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けたもの ⑤経営承継借換関連保証を利用したもの	①～④合計で1億円 ⑤は①～④とは別 枠で1億円	金融機関所定利率から 0.8%引き下げた率 (下限1.6%) (注2)経営力向上割引の 利用可能 (この場合下限1.1%)	
	(16)金融機関提案枠	1億円	上限1.1%	
※融資限度額は、(3)～(16)はそれぞれ別枠、(1)～(2)は合計で1億円((1)は3千5百万円まで)、(15)①～④は合計で1億円				
(注1) 法人に限る。				
(注2) 【経営力向上割引】四半期毎に試算表及び資金繰り表を取扱金融機関に提出することを条件として融資利率から0.5%割引する制度。				
○ 融資利率とは別に、県信用保証協会に対する信用保証料が必要となります。				

問合せ先

青森県信用保証協会 TEL:017-723-1354

青森県 商工労働部 商工政策課 商工金融グループ TEL:017-734-9368

URL: <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/marucho.html>

03 青森県元気な地域づくり支援事業

◆ 事業内容

自発的、主体的に地域特性を活かした地域づくりに取り組む青森県内の市町村を支援する。

◆ 補助対象事業

(1) 通常事業

自発的、主体的に取り組む地域特性を活かした地域づくりのための次のいずれかの事業

- ①地域を支える人材の育成を目的とする事業
- ②地域の産業振興又は雇用機会の創出を目的とする事業
- ③コミュニティ活動の再生等地域力の向上を目的とする事業
- ④誰もが健康的に安心して暮らせる環境づくりを目的とする事業
- ⑤地域振興における重要な課題等の解決を目的とする事業
- ⑥①から⑤までに掲げる事業を複合する事業

(2) 総合戦略推進事業

(1) の事業のうち、まち・ひと・しごと創生法に基づき実施する取組のうち、知事が特に認める事業

◆ 補助率

通常事業：2/3、1/2、1/3（財政力により区分）

総合戦略推進事業：2/3

◆ 補助限度額

通常事業：5,000千円

総合戦略推進事業：1年目 10,000千円

2年目 10,000千円（複数の市町村で実施するもの又は「青森県型地域共生社会」構築推進事業における支援対象市町村が実施する取組）5,000千円（上記以外）

◆ 補助対象者

市町村

※補助対象事業については令和4年度の内容、その他の内容については令和5年度の内容を記載しています。

問合せ先

青森県 企画政策部 地域活力振興課 生業・地域活性化グループ

TEL:017-734-9075

URL: https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zaisei/files/2023_keijyou.pdf
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/chikatsu/h26_genki.html

04 持続可能な林業経営に向けた再造林推進事業

◆ 事業内容

森林による二酸化炭素吸収作用の強化とともに、意欲ある林業事業体の持続的な林業経営を後押しし、森林の持つ公益的機能を高度に發揮させるため、林業事業体が行う低コスト再造林や森林集約化を支援する。

◆ 補助対象事業

森林の集約化及び再造林の低コスト化に向けた取組

◆ 補助対象面積

200ha

◆ 補助率 定額

(補助単価) 森林集約化支援 73千円/ha
低コスト再造林支援 800千円/ha

◆ 補助対象者

林業事業体

※補助対象事業については令和4年度の内容、その他の内容については令和5年度の内容を記載しています。

問合せ先 青森県 農林水産部 林政課 森林整備グループ TEL:017-734-9513

URL: https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zaisei/files/2023_keijyou.pdf
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zaisei/files/05youkyu_jyuuten.pdf.pdf

御意見・お問合せ先

- 当パンフレットにつきまして、御意見・お問合せがございましたら、以下の連絡先までご連絡ください。

問合せ先：環境省 東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室

TEL : 022-207-0734 Mail : CN-tohoku@env.go.jp